

別表

対象経費	補助率	補助限度額
<p>対象経費は次の1から3に定めるとおりとする。</p> <p>1 未経験者の賃金、交通費（※1）及び法定福利費（※2）</p> <p>2 補助対象の法人が負担した未経験者の初任者研修受講料（必須テキスト代及び実習費を含む。）（※3）ただし、補講料及び追試受験料等は補助対象としない。</p> <p>3 指導職員手当（未経験者の指導を担当する者の活動に要する経費。手当として別途支給するものに限る。）（※4）</p> <p>※1 1人当たり月1万円を上限とする。</p> <p>※2 法定福利費は、雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険（40歳以上は介護保険）、厚生年金保険、児童手当拠出金、石綿健康被害救済法に基づく拠出金の事業者負担分。ただし、通勤手当が上限を超える場合、上限額を超える額に相当する事業主負担分は対象経費に含まない。</p> <p>※3 次のいずれかの場合を対象とする。</p> <p>（1）補助対象の法人が介護職員初任者研修実施機関に直接支払った未経験者に係る受講経費</p> <p>（2）未経験者が介護職員初任者研修実施機関に直接支払った受講経費に対して、補助対象の法人が当該未経験者に支払った支給金（全額又は一部に相当する金額であって給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したものに限る。）</p> <p>※4 未経験者1人当たり月1万円を限度とする。</p>	<p>1/2</p>	<p>対象となる被雇用者1人につき、補助対象期間の月数（※5）に110千円を乗じた額を補助限度額とする。</p> <p>※5 補助対象期間の月数は補助対象期間の日数を30で除して小数点以下を四捨五入した数とする。</p>